

ショートステイ優愛 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人優愛福祉会が設置するショートステイ優愛(以下「事業所」という。)において実施する指定短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)は、要介護となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能、生活機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防、また利用者の家族の介護負担の軽減に資するようその目標を設定し、計画的に行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

5 利用者が指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受られるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ優愛
- (2) 所在地 奥州市前沢字竹沢147番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (特別養護老人ホーム優愛の家 施設長兼務)
管理者は、事業所業務を統括し、従業者の管理及び指導を行う。
- (2) 医師 嘱託医師 1名 (特別養護老人ホーム優愛の家 嘱託医兼務)
医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名 (特別養護老人ホーム優愛の家 相談員兼務)
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- (4) 看護職員 1名以上 (特別養護老人ホーム優愛の家 看護職員兼務)
看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- (5) 介護職員 看護職員と合わせて基準を満たす数以上の人数 (特別養護老人ホーム優愛の家 介護職員兼務)
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- (6) 管理栄養士 1名 (特別養護老人ホーム優愛の家 管理栄養士兼務)
管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名 (看護職員兼務)
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- (8) 事務職員 1名以上 必要な事務を行う。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

空床利用型 特別養護老人ホームの定員 39名以内

(指定短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 健康管理
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 食事の提供
- (7) 口腔衛生管理
- (8) その他必要な援助

(利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合による利用者負担額の支払いを受けるものとする。(以下、

「厚生労働大臣が定める基準」と総称する。)なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費は以下のとおりとする。

通常の事業の実施地域を超えた奥州市前沢地域は1, 100円（片道）

奥州市前沢地域以外の奥州市内は2, 200円（片道）

北上市、一関市は3, 300円（片道）

3 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 450円/回、昼食 650円/回、夕食 600円/回 おやつ100円

4 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

ユニット型個室 2, 066円/日

5 その他、理美容代や個人の嗜好によるもの、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

6 第3項及び第4項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額に基づいた額とする。

7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

8 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

10 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、奥州市前沢竹沢とする。

（衛生管理等）

第10条 指定短期入所生活介護を提供する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ

電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対応等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 事業所の内部は空調設備等により適温を確保するよう努める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

- 2 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
 - (7) その他管理上必要な指示に従わない言動を行うこと。
- 3 現金、貴重品の管理は事業所で行わないことから、自己の責任において行うこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定短期入所生活介護の従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることとともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、必要な関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防

止のための指針を整備する。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（協力病院等）

第14条 入院治療を必要とする利用者のために、また緊急時等に速やかに対応できるよう、あらかじめ、協力病院を定める。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（非常災害対策）

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（損害賠償責任）

第17条 事業者は契約に基づくサービスの実施にともなって自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について、賠償の責を負う。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を踏まえて相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができる。

2 利用者又はその家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合には、事業者は損害賠償を免れる。

3 利用者又はその家族が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の行ったことに専ら起因して損害が発生した場合は、事業者は損害賠償を免れる。

4 利用者が、急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合は、事業者は損害を免れる。

5 利用者又はその家族が、事業者側が利用者本人または他の利用者または施設を守るために行う指示、行動の制限、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合、事業者は損害賠償を免れる。

(苦情処理)

第18条 指定短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報保護と秘密保持)

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで

きるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第21条 施設は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。

3 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定短期入所生活介護に関する記録、帳簿を整備し、その完結の日から2年間保存する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人優愛福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和元年 9月 25日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 11月 1日から施行する。